

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第3四半期分】

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	天王寺サービスカウンター空調設備修繕業務委託	機械設備等 保守点検	日本管財株式会社	2,651,000円	令和7年11月4日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
2	男女共同参画センター中央館給水ポンプ設備修繕業務委託	機械設備等 保守点検	日本管財株式会社	1,760,000円	令和7年11月20日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
3	令和7年度 大阪市 住民記録システム及 び印鑑登録システム 標準化対応にかかる 標準外関連システム 運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	33,363,000円	令和7年12月24日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
4	令和7年度 住民基本 台帳ネットワークシ ステム及び在留カード 発行システム運用 保守支援業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	32,670,000円	令和7年12月24日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第3四半期分】

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
5	令和7年度 大阪市 住民記録システム及 び印鑑登録システム 標準化対応にかかる 標準準拠システム他 7システムヘルプデスク 業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	12,870,000円	令和7年12月24日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
6	令和7年度 大阪市 住民記録システム及 び印鑑登録システム 標準化対応にかかる 標準準拠システム他 5システム時間外特 別障害対応サービス 業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	62,667,000円	令和7年12月24日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○
7	令和7年度 区役所 附設会館等予約シス テム運用保守業務委 託	情報処理	富士テレコム株式会 社	4,352,700円	令和7年12月25日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
8	令和7年度 戸籍コン ピニ交付システム保 守業務委託	情報処理	富士フイルムシステ ムサービス株式会社	2,376,000円	令和7年12月26日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺サービスカウンター空調設備修繕業務委託

2 契約相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報サービスグループ

TEL 06-6208-8831

随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター中央館給水ポンプ設備修繕業務委託

2 契約相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

TEL 06-6208-9156

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる  
標準外関連システム運用保守業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本業務は令和8年1月から標準外関連システムとして実装する BPR 帳票システム、  
窓口受付管理システム、市営住宅システム等連携機能システム、除票管理システム及び  
戸籍宛名連携システム（以下、5システムをまとめて「各種システム」という。）の運  
用保守を行うものである。

各種システムの著作権の一部が開発元である株式会社NTTデータ関西に留保され  
ているため、本業務は履行が可能な業者が特定される業務である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随  
意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ  
TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード発行システム  
運用保守支援業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本業務は住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード発行システム（以下「当該システム」という。）の運用保守を行うものである。

住民基本台帳ネットワークシステムは各自治体、在留カード発行システムは出入国在留管理庁と接続するためのシステムであり、設定に関する作業は株式会社N T Tデータ関西が行っていることから、当該システムの取扱いや詳細について、同社以外に精通している者はおらず、本業務は履行が可能な業者が特定される業務である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ  
TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる  
標準準拠システム他7システムヘルプデスク業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本業務は令和8年1月から標準準拠システムへ移行予定の「住民記録システム及び印鑑登録システム」、同時期に標準外関連システムとして実装する BPR 帳票システム、窓口受付管理システム、市営住宅システム等連携機能システム、除票管理システム及び戸籍宛名連携システム、同時期に再構築される住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード発行システム（以下、8システムをまとめて「各種システム」という。）を区役所等で使用した際、各種システムに関する問い合わせに対応するヘルプデスク業務を行うものである。

標準準拠システム及び標準外関連システムについては、著作権の一部が開発元である株式会社NTTデータ関西に留保されているため、同社以外にシステムの全体把握・管理ができる者がいない。また、住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード発行システムについては、同社により設定作業が行われており、システムの取扱いや詳細について、同社以外に精通している者がいない。そのため、本業務は履行が可能な業者が特定される業務である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる  
標準準拠システム他5システム時間外特別障害対応サービス業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本業務は令和8年1月から標準準拠システムへ移行予定の「住民記録システム及び  
印鑑登録システム」と同時期に標準外関連システムとして実装するBPR帳票システム、  
窓口受付管理システム、市営住宅システム等連携機能システム、除票管理システム及び  
戸籍宛名連携システム（以下、6システムをまとめて「各種システム」という。）の業  
務時間外における運用保守を行うものである。

各種システムの著作権の一部が開発元である株式会社N T Tデータ関西に留保され  
ているため、当該調達の手続が特定されている。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政  
令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345



随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 区役所附設会館等予約システム運用保守業務委託

2 契約相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、区役所附設会館及びクレオ大阪で実施している施設管理の運用業務等にかかる「区役所附設会館等予約システム」(以下「当該システム」という。)の運用保守を行うものである。

区役所附設会館及びクレオ大阪においては、市民活動の場としてホールや集会室などがあり、利用者から利用料金を徴収して貸館業務を行っており、これら施設の予約管理・許可証の発行及び空室状況の公開等の業務を行うことを目的として、令和3年4月から当該システムを運用している。

当該システムは、富士テレコム株式会社により開発されたパッケージシステムであり、設定変更及び保守においても、各種設定及び障害情報等の管理情報を保有するパッケージソフトの提供ベンダーである同社のみが実施できるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部施設担当

TEL 06-6208-7327

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 戸籍コンビニ交付システム保守業務委託

2 契約相手方

富士フィルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、戸籍コンビニ交付システム（以下「当該システム」という。）の運用保守を行うものである。

当該システムは、富士フィルムシステムサービス株式会社のパッケージソフトウェア及び第三者作成のソフトウェアで構成されており、運用保守についてはシステム体系上、一体的に行う必要があるところ、本パッケージソフトウェアの著作権については同社が有しており、運用ノウハウや技術情報等を他業者は知り得ず、当該システム全体の取扱いや詳細について同社以外に精通している者がいないため、本業務は履行が可能な業者が特定される。

なお、第三者作成のソフトウェアについては、同社がライセンス利用や運用ノウハウ、公開された技術情報をもとに使用方法を把握することで、システム一体で本業務を行っている。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345